

いすみ市観光パンフレット制作業務

発注仕様書

令和6年12月

いすみ市

— 目次 —

1. 目的	1
2. 発注仕様書の位置付け	1
3. 委託内容	1
4. パンフレットの仕様	1
5. 委託期間	2
6. 成果品	2
7. 納入について	2
8. 支払い	2
9. 権利等	2
10. その他	3

1. 目的

いすみ市（以下「本市」という。）では、写真やイメージ、物語的な表現、キャッチコピーなどを用いて、本市の魅力を来訪者に共感いただけるような紙面を構成し、必要に応じて新たな写真素材や観光資源の掘り起こし等を行い、またデジタル化の技術等、民間の技術・知識を積極的に活用し、本市の求める要望等に最も適した提案を採用することにより、本市を訪れる観光客等のニーズに応えられる観光パンフレットを制作する。

2. 発注仕様書の位置付け

本発注仕様書（以下「本書」という。）は、本市が発注するいすみ市観光パンフレット制作業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって、本業務の選定事業者（以下「事業者」という。）に要求する仕様を示すものであり、実施要領と一体のものである。

なお、事業者が提出した提案書については、本業務の骨子として、本書とともに取り扱う。また、本書に記載されていない事項についても、本業務を実施するために必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

3. 委託内容

観光パンフレット制作に係る、企画・構成・取材・資料収集・ライティング・マップ作成・編集・印刷等のすべての業務

以下に記載するアからエの条件等は、本市が要求する基本的な要件等である。

ア 市の魅力が伝わるような洗練されたデザイン、構成とすること。

イ 市内の周遊性を高め、滞在時間の延長や市内での経済波及効果の向上を図れるものとする。

ウ 思わず手に取り、本市での行動意欲が高まる紙面とする。

エ 以下の項目を必ず記載すること。

- ・魅力的な写真やキャッチコピー
- ・QR コード等の活用による、各種 Web ページ等との連携
- ・見やすくわかりやすい地図や交通アクセス情報

(1) 企画・構成

事業者は、企画及び全体の構成についての提案を行い、及びデザインについては、発注者との協議のうえ決定するものとする。決定にあたり、事業者は修正、再立案へ対応するものとする。

(2) デザイン・レイアウト

デザイン及びレイアウトについては、事業者が企画提案に基づき市が要求する基本的な要件を満たした提案を2案以上示し、協議のうえ決定する。その際、発注者の要望に応じて修正、再立案へ対応するものとする。

(3) 取材・資料収集

企画提案に基づく取材・資料収集は、事業者の主導で行い、その際の取材対象との連絡調整についても事業者が行うものとする。

発注者が保有する資料については、発注者は事業者の求めに応じて提供する。

4. パンフレットの仕様

（同等以上の品質のものとする。）

- (1) パンフレットサイズ A4
- (2) 印刷
オフセット印刷
- (3) 発行形体
両面4色（16頁・中綴じ）
- (3) 紙質
上質紙四六判／110kg
- (4) 発行部数
2,000部

5. 委託期間

契約締結：令和7年2月下旬

委託期間：契約締結の翌日から令和7年8月29日（金）まで

6. 成果品

- (1) パンフレット
- (2) パンフレットのデータ
以下のデータをDVD-R等で提出すること。
 - ・イラストレータファイル（アウトライン化前、アウトライン化済みの両方）
 - ・PDFファイル（ホームページ用に容量等を最適化したもの）
 - ・パンフレット制作に使用した写真・テキスト等のデータ

7. 納入について

- (1) 納入期限及び納入場所
令和7年8月29日（金） いすみ市役所 大原庁舎
- (2) 納入経費
成果品の納入等に要する運搬経費等一切の諸経費は納入者の負担とすること。
- (3) その他
 - ア 納入に際し、建物等の破損、物損等が発生した場合は、担当者の指示に従い速やかに修復すること。
 - イ ゴミ、梱包残材等は、必ず持ち帰ることとし、軽清掃を行うこと。
 - ウ 具体的な納入作業時間については、担当者と協議の上、決定すること。

8. 支払い

契約金額の支払いは、業務完了後とする。

9. 権利等

本業務により生じた著作権及びその他一切の権利は発注者に帰属するものとし、事業者は著作者人格権等を行使しないものとする。ただし、事業者が従来から権利を有していた事業者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、事業者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

また、本業務の履行にあたり必要な権利処理については、事業者の責任と費用負担において行うものとする。

10. その他

(1) 秘密保持義務等

事業者は、個人情報保護に十分留意し、本業務に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
また、契約終了後も同様とする。

(2) 手続き等について

本業務に関する事務の取扱いについては、実施要領、発注仕様書及び契約書に基づいて行う。但し、規定されていない事項又は内容に疑義がある事項については、双方協議の上、決定するものとする。

(3) その他

本仕様書に記載する以外に提案が可能な独自の機能や内容については、企画提案書にて行うこと。